

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③について、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年10月1日から3年9月1日まで
② 平成3年11月1日から5年10月1日まで
③ 平成5年10月31日から同年11月1日まで

申立期間①及び②について、国（厚生労働省）の標準報酬月額の記録は、私が当時もらっていた給与よりも低い額になっているので、当該期間について、標準報酬月額の記録を給与額に見合う額に訂正してほしい。

申立期間③について、国の記録では、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、私が同社を退職した日と同日の平成5年10月31日になっているので、資格喪失日の記録を同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間②の標準報酬月額は、当初28万円と記録されていたところ、平成4年12月3日付けで3年11月1日に遡って20万円に引き下げられており、申立人を含む22人の標準報酬月額が、申立人と同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

一方、申立期間②当時のA社の経理担当者及び給与担当者は、申立期間②当時、事業所は社会保険料の未納があったため、社会保険事務所職員の指導

により標準報酬月額減額届を提出したが、給与の額は、標準報酬月額減額届を提出する前と同様であった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年12月3日に行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるが、社会保険事務所において当該減額処理を行う合理的な理由があったとは認められず、当該減額処理に係る有効な記録訂正処理があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人は平成元年1月17日から5年10月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、前述の給与担当者は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が退職日と同日の平成5年10月31日になっている理由は当該社会保険の届出を行った者が事務処理を誤ったものと思う。また、申立人は同年10月31日まで在籍しており、同年10月分の厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う旨証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記訂正後の平成5年9月のオンライン記録、及び前述の給与担当者が、申立期間③を含む3年11月からA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる6年3月までの期間は、実際の給与よりも低い報酬月額を社会保険事務所に届け出たとしており、給与額及び厚生年金保険料控除額は、減額訂正前と同様であった旨証言していることから、28万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は既に死亡していることから確認することができないが、事業主が資格喪失日を平成5年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、厚生年金基金及び健康保険組合が保管する申立人に係る標準報酬月額の記録はオンライン記録と一致している上、A社に係るオンライン記録によれば、申立期間①について、申立人を含む厚生年金保険被保険者160人全員の標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間①とほぼ同時期にA社から海外に派遣されて勤務していたが、当該期間については、会社に時間外手当の申請を行っていない

かったので、給与額は低かったかもしれない。」と述べている上、申立人とほぼ同時期に海外勤務をしていたとする同僚は、「私が海外で勤務していた期間の標準報酬月額記録は、国内勤務であった他の期間の標準報酬月額に比べると低いと思う。その期間は時間外手当が無かったので給与額も他の期間と比べると低かったかもしれない。」と述べている。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡している上、申立人も給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人が主張する給与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 441

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 25 日から 40 年 5 月 18 日まで
私が A 社で勤務していた期間の厚生年金保険加入記録について確認したところ、昭和 40 年 8 月 11 日に脱退手当金を受給したことになるが、私は脱退手当金を受け取っていないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る A 社における申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がされている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致しているなど、社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人は申立期間に係る事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和 40 年 5 月以降、公的年金に加入しておらず、申立人が公的年金（国民年金）に加入したのは当該資格喪失日から約 10 年後の 50 年 7 月であることから、当該資格喪失当時において申立人に公的年金を継続する意思はうかがえず、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと言う主張のほか、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 442

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 21 日から 44 年 4 月 16 日まで
② 昭和 45 年 2 月 14 日から同年 5 月 20 日まで
③ 昭和 45 年 8 月 20 日から 47 年 6 月 11 日まで

私の年金記録を確認したところ、申立期間①から③までについて脱退手当金を受け取ったことになっていることを知った。しかし、私は、昭和 47 年*月に会社を退職後すぐに結婚、同年 7 月に日本を出国し、62 年 10 月に帰国するまでA国に在住していた。脱退手当金の請求をしたことも受け取った覚えも無いので、申立期間①から③までについて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までに係る脱退手当金は、申立人の申立期間③に係る厚生年金被保険者資格喪失日である昭和 47 年 6 月 11 日から約 3 か月後の同年 9 月 4 日に支給決定されており、申立期間①から③までに係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致している上、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を示すゴム印が押されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間①から③までに係る脱退手当金が支給決定された昭和 47 年 9 月当時の国民年金法においては、海外に在住する日本人に対する国民年金の任意加入制度は無く、申立期間③に係る事業所を退職後、海外移住のためにA国へ出国することとなった申立人が、脱退手当金を請求及び受給することに不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと言う主張のほかに申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。